

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月24日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例(平成17年霧島市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」という。」を削る。

第5条の見出し中「額」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 同一の土地について複数の受益者があるときは、当該受益者らは、当該土地に係る負担金を連帯して納付する義務を負うものとする。

3 前項に規定する連帯納付義務については、地方税法(昭和25年法律第226号)第10条の規定を準用する。

第6条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市公共下水道事業受益者負担金条例附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市税条例の一部を改正する条例（令和2年霧島市条例第20号）の施行により、市税に係る延滞金の割合の特例が改正されることを踏まえ、及び受益者負担金の連帯納付義務を条例に明記するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。